

キャッシュレス・消費者還元事業に関するポイント還元特約

第1条(目的)

本特約は、一般社団法人キャッシュレス推進協議会(以下「事務局」という。)が行う「キャッシュレス・消費者還元事業」(以下「本事業」という。)に参加登録する加盟店(以下「対象加盟店」という。)において、当社が発行するクレジットカード等(第2条にて別途定める)のキャッシュレス決済手段を利用した場合に消費者還元等を受けるための条件等を定めるものです。本特約は、「シティックスカード会員規約」の一部をなすものとし、会員は、消費者還元等を受ける場合、本特約に同意のうえ、還元を受けるものとします。なお、本特約で使用している用語の定義については、本特約で特段の定めがない限り、カード会員規約の定めに従うものとします。

第2条(対象カード)

当社が発行する有効なクレジットカード(法人カード・タクシーチケットを除く)とします。

第3条(対象加盟店)

対象加盟店は、本事業に参加登録している加盟店とします。なお、対象加盟店については、事務局のホームページ等により確認できます。

第4条(還元方法)

対象加盟店において、当社が発行するクレジットカードによるキャッシュレス決済を利用した後、当社は事務局より還元データを受け取ります。受け取った還元データは毎月1日から当月末日で締め、ご利用額に還元率(5%もしくは2%)をかけた金額を、翌月の請求金額より相殺いたします。還元の上限額は1ヶ月15,000円となります。

※法人カード決済は消費者還元の対象外になります。

※ETCカード決済は消費者還元の対象外になります。

※還元(相殺等)を受けるにあたり、個別の申込や申請は不要です。

※還元データの遅れ等により還元が遅れる場合がございます。

第5条(利用の無効または取消時の対応)

消費者還元(請求時減算等)の対象となる取引が無効または取消しになった場合、消費者還元は行われぬものとします。また、当該無効または取消しに係る取引分がすでに会員に還元されていた場合、会員は、当該無効または取消しに係る消費者還元分に相当する金銭を当社が別途指定する方法で返金するものとします。

第6条(不当な取引行為の禁止等)

会員は、自らまたは第三者をして以下に定める不当な取引行為を行ってはならないものとします。

- (1)他人のクレジットカード等のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- (2)架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事業に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- (3)商品もしくは権利の売買または役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、クレジットカード利用等のキャッシュレス決済を行い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- (4)本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- (5)本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- (6)本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること。
- (7)その他公募により経済産業省から採択された本事業の執行団体である事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引。

第7条(調査協力)

- (1)当社は以下のいずれかの事由に該当した場合、会員に対して、書面の送付、電子メールの送信、電話等により、対象カードの利用状況等が指定する事項について確認を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。
 - ①事務局から調査の指示を受けた場合。
 - ②会員が第6条に該当する取引を行った疑惑があると当社が判断した場合。
 - ③前号以外で、会員が本規約に違反する疑いがあると当社が判断した場合。
 - ④前各号に規定する他、会員の利用状況について確認する必要があると当社が判断した場合。
- (2)前項に基づき当社から確認があった場合、会員は、遅滞なく当該確認に応じ、当社が指定する方法で回答するものとします。

第8条(会員資格の停止、取引の停止等の措置)

- (1)当社は、会員がカード会員規約の他、本特約のいずれかの規定に違反またはそのおそれがある場合、対象カードを含むカード利用を停止し、キャッシュレス決済に基づく消費者還元を停止することができるものとします。
- (2)会員が、本規約に違反して消費者還元(請求時相殺等)を受けているまたはそのおそれがある、もしくは第6条に定める不当な取引に関与しているまたはそのおそれがあると当社が判断した時は、当社は事務局に該当事実を届け出ることがあるものとします。

第9条(損失または損害発生時の措置)

不当な取引を行った会員は、自己の行った不当な取引により、国・事務局または当社に損失が発生した場合には、損失額に相当する金額を賠償するものとします。

第10条(有効期限)

本特約は2019年10月1日より効力を生じ、2021年3月末日まで効力を有するものとします。

※本事業自体の対象期間は2019年10月1日より2020年6月30日まで(国の予算次第で早期終了の可能性がります)。

第11条(本特約の改定)

当社は、必要に応じて随時、本特約の内容を変更できるものとします。本特約の変更は、当社のホームページ上に公表することにより効力を生ずるものとします。

第12条(規定外事項等)

本特約とカード会員規約の定めが抵触する場合、本特約の定めが優先的に適用されるものとします。また、本特約に定めがない事項については、カード会員規定の定めに従うものとします。

以上